

モノレール

Vol.2 2001.2発行



武蔵村山市 都市建設部
多摩モノレール推進担当
042-565-1111(代表)

計画調整会議(早期事業化に向けた検討会)開催中!

多摩都市モノレール次期整備路線(上北台～箱根ヶ崎間)の早期事業化を図ることを目的に、関係者間(東京都、多摩都市モノレール株式会社、東大和市・武蔵村山市・瑞穂町)で延伸に際しての問題点や課題を整理し、その解決策を検討するため、委員会(担当部長職)及び幹事会(担当課長職)が開かれています。この会議(計画調整会議)では平成13年の秋頃を目途に課題解決方策について、一定の結論付けを行うこととしています。

これまで行われた会議では、開業区間の現状と問題点や箱根ヶ崎方面の事業化にかかるこれまでの調査内容を整理・把握してきました。今後は課題解決方策について、より具体的な議論が重ねられる予定になっています。



整理・・・ 課題って？

モノレールの導入空間確保策
コスト縮減策
モノレール事業収支改善策

会議開催経過

第1回	計画調整会議(委員会)	平成12年10月16日	都庁第2本庁舎
第1回	計画調整会議(幹事会)	平成12年11月27日	瑞穂町役場
第2回	計画調整会議(幹事会)	平成13年 2月 5日	武蔵村山市役所

最近の都議会及び市議会でのやりとり

都議会では（平成12年第四回都議会定例会）

Q モノレールの箱根ヶ崎方面延伸に関する、現在の取り組み状況と今後の見通しについて伺う。

A 箱根ヶ崎方面については、検討会を設置し、導入空間の確保方策やコスト縮減、需要喚起策等、整備のあり方について検討を進めている。

この検討結果を踏まえつつ、事業の採算性や沿線まちづくりの動向を勘案しながら、積極的にかつ慎重に検討してまいりたい。

市議会では（平成12年第四回市議会定例会）

Q モノレール市内延伸の見通しについて伺う。

A 10月に発足した検討会において、今後、具体的な課題解決方策について検討される。また、引き続き一日も早いモノレール事業化を東京都等にお願いするとともに、市としてできること、取り組むべきこととして、土地区画整理事業を計画し、沿線地域での計画的なまちづくりを積極的に推進していく。

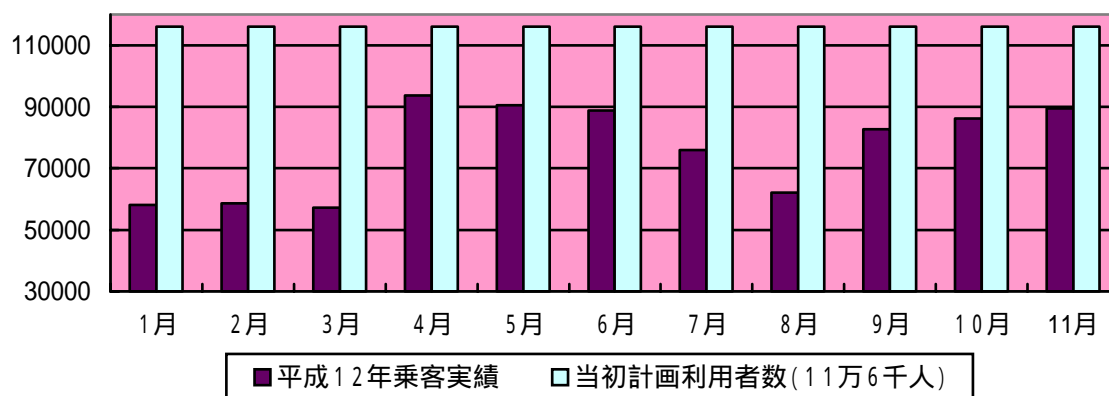
モノレール延伸をとりまく課題

本瓦版第1号で、「東京都の財政状況やモノレール(株)の厳しい経営状況により、計画決定がいつ具体化できるのかわからない状況にあります。」とお知らせした経過があります。

実際、モノレールの乗客数(図1)を見ると、4月には通学定期券の割引率を50%→70%に引き上げたこともあり、一気に9万人台にまで増加しました。(7・8月は学生が夏休みのため減少。)

最近の乗客数は、モノレール(株)の経営努力や沿線開発の効果などもあって、約8万9千人と増加傾向にあるものの、当初計画利用者数の11万6千人から比べると、まだ8割程度にとどまっているのが現状です。

図1 モノレールの乗客数(人/日)



また、モノレールを1 km建設するには、150億円程度（開業路線参考）かかると言われております。上北台・箱根ヶ崎間が約7 kmですので、大変お金のかかる事業であり、事業化にあたっては、コスト縮減に関しても解決すべき課題の一つとなっています。さらに、現在の東京都の財政状況やモノレール(株)の経営状況、上北台・箱根ヶ崎間の事業採算性や集客力、まちづくりの熟度からしても早急に延伸することは難しいのかも知れません。しかし、交通不便地域解消と多摩自立都市圏の形成という、多摩モノレールの本来の目的も忘れてはならないのです。

では、こうした厳しい環境下で、一日も早く延伸を実現するためにはどうすればよいのでしょうか。当然、東京都の財政状況やモノレール(株)の収支状況が好転することは不可欠ですが、本市としても、モノレール導入後の集客力確保のための受け皿となる、魅力あるまちづくりに積極的に取り組んでいく必要があります。モノレール事業に先行して、土地区画整理事業をスタートさせました。

この事業は長い年月とお金のかかる事業ですが、本市の発展とモノレール延伸には欠かせない重要な事業なのです。

モノレールの延伸は、東京都や国の運輸政策審議会答申等によって整備推進することが位置付けられており、無くなることはありませんが・・・

市民のみなさん！！モノレール延伸の早期実現に向けて、今、どうすればよいとお考えですか？

みなさんも市内循環バスやモノレールを
どんどん利用しましょう！



産業まつりでのモノレール推進パレード

リヤカーにモノレールの絵と推進啓発文を施した「張りぼてカー」が、昨年11月12日（日）に行われた武蔵村山市産業まつりパレードに参加し、モノレール事業推進をPRいたしました。

市議会議員の有志と市職員と一緒に、この「張りぼてカー」を引いてパレードを行い、改めて大勢の市民の方々の熱い期待を感じると同時に、大変心に残る貴重な経験となりました。

Q & A

Q どの段階から法的に建物等の制限がかかってくるの？

A 法的に建物の建築制限が出てくるのは、都市計画決定をしてからになります。都市計画決定をすると、その計画区域内に入っている場合は、都市計画法上の制限を受け、コンクリート造や3階建て以上の建物、地下を有する建物は、基本的に建てられなくなります。

モノレールの市内延伸早期実現を！

「ものれーる」に対するご意見・ご感想を是非お寄せください。



ホームページからの投稿

<http://www.m-net.ne.jp/~m-murayama/>

Eメールでの投稿

m-murayama@m-net.ne.jp



ホームページ及びEメールでの投稿は、多摩モノレール推進担当宛てにお送りください。